

原水爆禁止西宮市協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原水爆を禁止し、人類共存の世界平和を実現するための運動を行うことを目的とする原水爆禁止西宮市協議会（以下「協議会」という。）が行う平和実現のための事業に対して、経費の全部または一部を補助することに関し必要な事項を定める。

(交付対象事業)

第2条 この要綱において平和実現のための事業とは、協議会が行う次のものをいう。
(1) 前条の目的を達成するための署名運動、講演会、映画会、座談会等の啓発事業
(2) 原水爆被害者の支援
(3) その他西宮市との協議において実施する事業

(補助金の交付)

第3条 市は、予算の範囲において、次に掲げる経費の全部又は一部について、補助金を交付するものとする。
(1) 平和実現のために行う平和啓発事業に係る経費。
(2) 原水爆被害者の支援に係る経費
(3) その他市長が認める事業についての経費

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする場合は、補助金等の取扱いに関する規則（[平成19年3月30日西宮市規則第90条（以下「規則」という）]第7条に定める補助金等交付申請書（様式第1号）をその定める日までに、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、補助金の交付決定を行い、その旨を協議会に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付は、交付決定後、請求に基づき出来る限り速やかに行う。

(実績報告)

第7条 事業実績報告書は、当該年度の事業決算終了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 補助金の取扱いに関しては、要綱に定めるほか、規則によるものとする。

付則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 7 日から施行する。